明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務一）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一〇）　一
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条第一号の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産二七）　二
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十三条第一項の規定に基づき、国の負担又は補助の特例に係る津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準を定める件（同二八）
○保安林の指定をする件（同二九～三四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同三五、三六）　三
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（特許庁一）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通五）
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一）
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛二～五）
○海上における射撃訓練を実施する件（同六、七）
○道路に関する件（東北地方整備局一）
○都市計画に関する件（関東地方整備局一～六）
○都市計画に関する件（九州地方整備局一）　四

〔国会事項〕
内閣府

〔人事異動〕
内閣府

〔皇室事項〕

〔公　告〕
諸事項

官庁
司法書士懲戒処分関係

裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省　令

法務省令第一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第八条、第十三条、第十七条及び第二十条の規定に基づき、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月六日

法務大臣　上川　陽子

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「第十二条第一項第五号」を「第十二条第一項第四号」に改め、同条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

第十二条第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第十五条第一項第一号中「、寄付行為」を削る。

別紙様式第1号第3面注1中「規則第5条第10号の「申請者（個人に限る。）又は申請者（個人を除く。）の役員」」を「申請者（個人に限る。）又は申請者（個人を除く。）の役員」に改め、同様式第7面を削り、同様式第8面中「13」を「12」に改め、同面注1中「第5条第12号」を「第5条第10号」に改め、同面注2中「第8面」を「第7面」に改め、同様式第8面を同様式第7面とし、同様式第9面中「14」を「13」に改め、同面注中「第9面」を「第8面」に改め、同様式第9面を同様式第8面とする。

別紙様式第7号第1面目次中7を削り、8を7にし、9から12までを一ずつ繰り上げ、同様式第6面注1中「規則第12条第1項第6号の「認証紛争解決事業者（個人に限る。）又は認証紛争解決事業者（個人を除く。）の役員」」を「認証紛争解決事業者（個人に限る。）又は認証紛争解決事業者（個人を除く。）の役員」に改め、同様式第8面を削り、同様式第9面中「8」を「7」に改め、同面注1中「第5条第12号」を「第5条第10号」に改め、同面注2中「第9面」を「第8面」に改め、同様式第9面を同様式第8面とし、同様式第10面中「9」を「8」に改め、同面注3中「第10面」を「第9面」に改め、同様式第10面を同様式第9面とし、同様式第11面中「10」を「9」に改め、同面注3中「第11面」を「第10面」に改め、同様式第11面を同様式第10面とし、同様式第12面中「11」を「10」に改め、同様式第12面を同様式第11面とし、同様式第13面を同様式第12面とし、同様式第14面中「12　その他特記事項」を「11　その他特記事項」に改め、同面注1中「第5条第12号」を「第5条第10号」に改め、同面注2中「第14面」を「第13面」に改め、同様式第14面を同様式第13面とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。